

# 内水面漁場計画（素案）

## 第1 漁業権に関する事項

### 1 公示番号 内共第1号

- (1) 漁場の位置 酒田市地内
- (2) 漁場の区域 東田川郡庄内町地内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋下流端から左岸 330 メートル、右岸 670 メートルの両点を結ぶ線から下流河口（左岸北緯 38 度 55 分 18.6 秒東経 139 度 48 分 27.2 秒の点と右岸北緯 38 度 55 分 30.2 秒東経 139 度 48 分 33.6 秒の点を結んだ線分）までの最上川及び同町大字西野地内西野排水路吐口下流側側壁の延長線から下流最上川との合流点までの京田川
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	うぐい（はや）漁業	周年
	こ い 同	同
	やつめうなぎ 同	同
	さくらます（やまめ） 同	同
	もくずがに 同	同

- (4) 存続期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで
- (5) 関係地区 酒田市宮野浦一丁目、宮野浦二丁目、宮野浦三丁目、高見台二丁目、緑ヶ丘一丁目、若宮町二丁目、若原町、堤町、亀ヶ崎一丁目、亀ヶ崎二丁目、亀ヶ崎三丁目、亀ヶ崎四丁目、亀ヶ崎五丁目、亀ヶ崎六丁目、亀ヶ崎七丁目、落野目、新堀、丸沼、大宮、大宮町一丁目、大宮町二丁目、大宮町三丁目、大宮町四丁目、遊摺部、小牧、坂野辺新田、板戸、広野、木川、門田、局、若竹町、千石町、両羽町、東中ノ口町、あきほ町、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、錦町四丁目及び飯森山
- (6) 条件 刺し網を流して行うさくらます（やまめ）漁業は 27 統以内にするほか、公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

### 2 公示番号 内共第2号

- (1) 漁場の位置 米沢市、南陽市並びに東置賜郡川西町及び高畠町地内
- (2) 漁場の区域
  - ① 米沢市地内万里橋から下流東置賜郡川西町地内松川橋までの最上川、その支流（和田川においては東置賜郡高畠町地内おつかな橋までとする。）及び小支流
  - ② 栗子川、矢沢川、元小屋川、滝沢、大白布沢、綱木川、烏川、太田川、大鎌沢、大猿倉沢、小猿倉沢、座沢、渋川及び逆沢川
  - ③ 東置賜郡川西町大字州島地内旧最上川（本郷古川）、同町大字高山地内旧最上川（角の目古川）、同町大字吉島地内旧最上川（北郷古川）及び南陽市大字梨郷地内旧最上川（梨郷古川）

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	う ぐ い ( は や ) 同	同
	こ い 同	同
	ふ な 同	同
	か じ か 同	同
	さくらます (やまめ) 同	同
	い わ な 同	同
	に じ ま す 同	同
	わ か さ ぎ 同	同

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 米沢市、南陽市並びに東置賜郡川西町及び高島町

(6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

**3 公示番号 内共第3号**

(1) 漁場の位置 長井市並びに西置賜郡白鷹町及び飯豊町地内

(2) 漁場の区域

① 東置賜郡川西町地内松川橋から下流西置賜郡と西村山郡との境界までの最上川、その支流及び小支流

② 小屋川

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	う ぐ い ( は や ) 同	同
	こ い 同	同
	ふ な 同	同
	か じ か 同	同
	さくらます (やまめ) 同	同
	い わ な 同	同
	に じ ま す 同	同

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 長井市、西置賜郡白鷹町及び飯豊町、西村山郡朝日町大字今平並びに東置賜郡川西町大字大塚及び大字西大塚

(6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

**4 公示番号 内共第4号**

(1) 漁場の位置 西村山郡朝日町及び大江町並びに寒河江市地内

(2) 漁場の区域

- ① 西置賜郡と西村山郡との境界から下流寒河江市地内平塩橋から下流 500 メートルの地点までの最上川、その支流及び小支流
- ② 大溜沢及び空沢

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	う ぐ い ( は や ) 同	同
	こ い 同	同
	ふ な 同	同
	う な ぎ 同	同
	か じ か 同	同
	さくらます (やまめ) 同	同
	い わ な 同	同
	に じ ま す 同	同

(4) 存続期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで

(5) 関係地区 西村山郡朝日町（大字今平を除く。）及び大江町並びに寒河江市（大字中郷、大字平塩、大字柴橋、大字松川及び大字谷沢字平野山の一部に限る。）

(6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 5 公示番号 内共第 5 号

(1) 漁場の位置 西村山郡朝日町大字大谷地内

(2) 漁場の区域 馬神沼

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こ い 漁業	周 年
	ふ な 同	同

(4) 存続期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで

(5) 関係地区 西村山郡朝日町（大字今平を除く。）

(6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 6 公示番号 内共第 6 号

(1) 漁場の位置 寒河江市、天童市、東根市、村山市、西村山郡河北町及び西川町並びに東村山郡中山町地内

(2) 漁場の区域

- ① 寒河江市地内平塩橋から下流 500 メートルの地点から下流村山市と北村山郡との境界までの最上川、その支流（須川においては天童市地内中野目橋までとする。）及び小支流
- ② 小見川（水源地及びその下流 205 メートルの地点までの区域を除く。）、赤沢川、小滑川、東又

沢、西又沢、澄又沢、濁又沢、檜山沢及び石跳川

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	う ぐ い ( は や ) 同	同
	こ い 同	同
	ふ な 同	同
	か じ か 同	同
	さくらます (やまめ) 同	同
	い わ な 同	同
	に じ ま す 同	同
	も く ず が に 同	同

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 寒河江市（大字中郷、大字平塩、大字柴橋、大字松川及び大字谷沢字平野山の一部を除く。）、天童市、東根市、村山市、西村山郡河北町及び西川町並びに東村山郡中山町

(6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

**7 公示番号 内共第7号**

(1) 漁場の位置 西村山郡西川町大字沼山地内

(2) 漁場の区域 長沼

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こ い 漁業	周 年
	ふ な 同	同

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 西村山郡西川町

(6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

**8 公示番号 内共第8号**

(1) 漁場の位置 天童市大字寺津地内

(2) 漁場の区域 寺津沼

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こ い 漁業	周 年
	ふ な 同	同

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 天童市

(6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 9 公示番号 内共第9号

- (1) 漁場の位置 西村山郡西川町大字沼山地区内  
 (2) 漁場の区域 大沼  
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	に じ ま す 漁業	周 年

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで  
 (5) 関係地区 西村山郡西川町  
 (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 10 公示番号 内共第10号

- (1) 漁場の位置 尾花沢市及び北村山郡大石田町地区内  
 (2) 漁場の区域  
 ① 村山市と北村山郡との境界から下流尾花沢市と最上郡の境界までの最上川、その支流及び小支流  
 ② 岩行沢川、高倉沢川、薬師沢川、中沢川、刈安川、岩谷沢川及び北沢川  
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	う ぐ い ( は や ) 同	同
	こ い 同	同
	ふ な 同	同
	か じ か 同	同
	さくらます (やまめ) 同	同
	い わ な 同	同
	に じ ま す 同	同
も く ず が に 同	同	

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで  
 (5) 関係地区 尾花沢市及び北村山郡大石田町  
 (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 11 公示番号 内共第11号

- (1) 漁場の位置 最上郡舟形町及び最上町地区内  
 (2) 漁場の区域  
 ① 尾花沢市と最上郡との境界から最上郡舟形町と同郡大蔵村との境界までの最上川、その支流及び小支流  
 ② 刀場沢、小荒沢、東又沢、西又沢、黒沢川、火ノ沢川、水無沢川、末沢川、仏沢川及び鍋倉沢  
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	う ぐ い ( は や ) 同	同
	こ い 同	同
	ふ な 同	同
	か じ か 同	同
	さくらます (やまめ) 同	同
	い わ な 同	同
	に じ ま す 同	同
	や つ め う な ぎ 同	同
	も く ず が に 同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで  
(5) 関係地区 最上郡舟形町及び最上町  
(6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 12 公示番号 内共第12号

- (1) 漁場の位置 最上郡舟形町大字舟形字十二河原地内  
(2) 漁場の区域 溜池  
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こ い 漁業	周 年
	ふ な 同	同
	う な ぎ 同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで  
(5) 関係地区 最上郡舟形町  
(6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 13 公示番号 内共第13号

- (1) 漁場の位置 新庄市並びに最上郡大蔵村及び戸沢村地内  
(2) 漁場の区域  
① 最上郡舟形町と同郡大蔵村との境界から下流鮭川との合流点から下流800メートルの地点を基点として上流1,600メートルの地点まで、鮭川との合流点から下流800メートルの地点から下流最上郡と東田川郡及び酒田市との境界までの最上川、その支流及び小支流  
② 鮭川との合流点から上流の升形川及びその支流  
③ 新庄市と最上郡鮭川村との境界から上流の泉田川  
④ 上野川及び朴沢川  
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	う ぐ い ( は や ) 同	同
	こ い 同	同
	ふ な 同	同
	か じ か 同	同
	さくらます (やまめ) 同	同
	い わ な 同	同
	に じ ま す 同	同
	や つ め う な ぎ 同	同
	も く ず が に 同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- (5) 関係地区 新庄市並びに最上郡大蔵村及び戸沢村（大字津谷、大字神田、大字岩清水、大字松坂及び大字名高を除く。）
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

#### 14 公示番号 内共第14号

- (1) 漁場の位置 新庄市金沢地内
- (2) 漁場の区域 山屋堤
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こ い 漁業	周 年
	ふ な 同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- (5) 関係地区 新庄市
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

#### 15 公示番号 内共第15号

- (1) 漁場の位置 最上郡真室川町、金山町、鮭川村及び戸沢村地内
- (2) 漁場の区域
- ① 鮭川との合流点から下流800メートルの地点から上流1,600メートルの地点までの最上川、最上川との合流点から上流の鮭川、それらの支流（新庄市と最上郡鮭川村との境界から上流の泉田川を除く。）及び小支流
- ② 滝野川、後川、外沢川、主寝坂沢川、猪の沢川、鍋倉川及び上台川
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	う ぐ い ( は や ) 同	同
	こ い 同	同

	か      じ      か 同	同
	さくらます (やまめ) 同	同
	い      わ      な 同	同
	や つ め う な ぎ 同	同
	も く ず が に 同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- (5) 関係地区 最上郡真室川町、金山町、鮭川村及び戸沢村（大字津谷、大字神田、大字岩清水、大字松坂及び大字名高に限る。）
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 16 公示番号 内共第16号

- (1) 漁場の位置 酒田市及び東田川郡庄内町地内
- (2) 漁場の区域
- ① 最上郡と東田川郡及び酒田市との境界から下流東田川郡庄内町地内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋下流端から左岸330メートル、右岸670メートルの両点を結ぶ線までの最上川、その支流及び小支流
- ② 小林川、楯山川及び相掛沢川
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ                      ゆ 漁業	周      年
	う ぐ い ( は や ) 同	同
	こ                      い 同	同
	ふ                      な 同	同
	う      な      ぎ 同	同
	か      じ      か 同	同
	さくらます (やまめ) 同	同
	い      わ      な 同	同
	や つ め う な ぎ 同	同
	も く ず が に 同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- (5) 関係地区 酒田市（平成17年10月31日における飽海郡松山町及び平田町の区域に限る。）及び東田川郡庄内町（三ヶ沢、添津、千本杉、桑田、宮曾根、家根合、高田麦、杉浦、久田、深川、西野、吉岡、西小野方、大野、田谷、近江新田、島田、払田、茗荷瀬、前田野目、福島、大真木、返吉、京島、新田目、本小野方、吉方、境興屋、西袋、南興屋、中野、南野新田及び主殿新田を除く。）
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 17 公示番号 内共第17号

- (1) 漁場の位置 鶴岡市、酒田市並びに東田川郡三川町及び庄内町地内

(2) 漁場の区域 東田川郡庄内町西野地内西野排水路吐口下流側側壁の延長線から上流の京田川、京田川との合流点から上流の藤島川及びそれらの支流

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	う ぐ い ( は や ) 同	同
	こ い 同	同
	ふ な 同	同
	か じ か 同	同
	さくらます (やまめ) 同	同
	い わ な 同	同
	に じ ま す 同	同
	や つ め う な ぎ 同	同
	も く ず が に 同	同

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 鶴岡市(平成17年9月30日における東田川郡榊引町、羽黒町及び藤島町の区域に限る。)、酒田市(広野新田、広野(字大湊、字福岡、字興屋及び字三本柳に限る。)、黒森、広岡新田及び浜中に限る。)、東田川郡三川町及び庄内町(三ヶ沢、添津、千本杉、桑田、宮曾根、家根合、高田麦、杉浦、久田、深川、西野、吉岡、西小野方、大野、田谷、近江新田、島田、払田、茗荷瀬、前田野目、福島、大真木、返吉、京島、新田目、本小野方、吉方、境興屋、西袋、南興屋、中野、南野新田及び主殿新田に限る。)

(6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 18 公示番号 内共第18号

(1) 漁場の位置 鶴岡市、酒田市及び東田川郡三川町地内

(2) 漁場の区域 河口から上流の赤川、その支流及び小支流

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	う ぐ い ( は や ) 同	同
	こ い 同	同
	ふ な 同	同
	か じ か 同	同
	さくらます (やまめ) 同	同
	い わ な 同	同
	に じ ま す 同	同
	や つ め う な ぎ 同	同
	も く ず が に 同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- (5) 関係地区 鶴岡市（加茂、湯野浜、油戸、今泉、金沢、宮沢、三瀬、由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、小波渡及び堅苔沢並びに平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。）、酒田市（広野新田、広野（字大淵、字福岡、字興屋及び字三本柳に限る。）、黒森、広岡新田及び浜中に限る。）及び東田川郡三川町
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

### 19 公示番号 内共第19号

- (1) 漁場の位置 鶴岡市地内
- (2) 漁場の区域
  - ① 大鳥池
  - ② 東沢、中沢、西沢及び三角沢
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	い わ な 漁業	周 年
	ひ め ま す 同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- (5) 関係地区 鶴岡市（平成17年9月30日における東田川郡朝日村の区域に限る。）
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

### 20 公示番号 内共第20号

- (1) 漁場の位置 飽海郡遊佐町地内
- (2) 漁場の区域
  - ① 河口（左岸北緯39度04分14.2秒東経139度52分12.2秒の点と右岸北緯39度04分17.1秒東経139度52分12.4秒の点を結んだ線分）から上流の月光川
  - ② 月光川との合流点から上流飽海郡遊佐町地内出戸橋までの西通川
  - ③ 月光川との合流点から上流国有林界に設置した漁業用標柱までの庄内高瀬川、中折川、南折川、庄内熊野川及び洗沢川
  - ④ 庄内高瀬川との合流点から上流飽海郡遊佐町地内百々沢川との合流点までの野沢川、野沢川との合流点から百々沢橋までの百々沢川
  - ⑤ 山田川、南河前沢及び西河前沢
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	う ぐ い （ は や ） 同	同
	か じ か 同	同
	さくらます（やまめ） 同	同
	い わ な 同	同
	や つ め う な ぎ 同	同

	もくずがに同	同
--	--------	---

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで  
(5) 関係地区 飽海郡遊佐町（比子、藤崎、庄泉、岩川、小松、豊岡、大蕨岡及び鹿野沢を除く。）  
(6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 21 公示番号 内共第21号

- (1) 漁場の位置 酒田市及び飽海郡遊佐町地内  
(2) 漁場の区域  
① 河口から上流の日向川、その支流及び小支流  
② 大禿沢、カメクラ沢及び小松ゾウ沢  
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	うぐい（はや）同	同
	こ い 同	同
	ふ な 同	同
	か じ か 同	同
	さくらます（やまめ）同	同
	い わ な 同	同
	やつめうなぎ同	同
	もくずがに同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで  
(5) 関係地区 酒田市（本楯、大豊田、刈屋、保岡、城輪、庭田、豊原、宮内、千代田、米島、穂積、宮海、刈穂、上安田及び安田並びに平成17年10月31日における飽海郡八幡町の区域に限る。）及び飽海郡遊佐町（比子、藤崎、庄泉、岩川、小松、豊岡、大蕨岡及び鹿野沢に限る。）  
(6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 22 公示番号 内共第22号

- (1) 漁場の位置 鶴岡市地内  
(2) 漁場の区域 河口から上流の五十川及びその支流  
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	うぐい（はや）同	同
	か じ か 同	同
	さくらます（やまめ）同	同
	い わ な 同	同
	もくずがに同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- (5) 関係地区 鶴岡市（五十川、山五十川、戸沢及び菅野代に限る。）
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

### 23 公示番号 内共第23号

- (1) 漁場の位置 鶴岡市地内
- (2) 漁場の区域 河口から上流の温海川及びその支流
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	う ぐ い ( は や ) 同	同
	か じ か 同	同
	さくらます (やまめ) 同	同
	い わ な 同	同
	や つ め う な ぎ 同	同
	も く ず が に 同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- (5) 関係地区 鶴岡市（温海、温海川、大岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、関川、鼠ヶ関、一霞、楨代、湯温海及び早田に限る。）
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

### 24 公示番号 内共第24号

- (1) 漁場の位置 鶴岡市地内
- (2) 漁場の区域 河口から上流の庄内小国川及びその支流
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	う ぐ い ( は や ) 同	同
	か じ か 同	同
	さくらます (やまめ) 同	同
	い わ な 同	同
	や つ め う な ぎ 同	同
	も く ず が に 同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- (5) 関係地区 鶴岡市（温海、温海川、大岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、関川、鼠ヶ関、一霞、楨代、湯温海及び早田に限る。）
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 25 公示番号 内共第 25 号

- (1) 漁場の位置 鶴岡市地内
- (2) 漁場の区域 河口から上流の鼠ヶ関川及びその支流
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	う ぐ い ( は や ) 同	同
	か じ か 同	同
	さくらます (やまめ) 同	同
	い わ な 同	同
	や つ め う な ぎ 同	同
	も く ず が に 同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- (5) 関係地区 鶴岡市(温海、温海川、大岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、関川、鼠ヶ関、一霞、槇代、湯温海及び早田に限る。)
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 26 公示番号 内共第 26 号

- (1) 漁場の位置 西置賜郡小国町地内
- (2) 漁場の区域 山形県と新潟県の県境から上流の荒川、荒川との合流点から上流の玉川、荒川との合流点から上流の横川及びそれらの支流
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あ ゆ 漁業	周 年
	う ぐ い ( は や ) 同	同
	か じ か 同	同
	や ま め 同	同
	い わ な 同	同
	わ か さ ぎ 同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- (5) 関係地区 西置賜郡小国町
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 27 公示番号 内共第 27 号

- (1) 漁場の位置 東村山郡山辺町大字畑谷地内
- (2) 漁場の区域 大沼
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

第五種共同漁業	こ い 漁業	周 年
	ふ な 同	同
	う な ぎ 同	同
	わ か さ ぎ 同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- (5) 関係地区 東村山郡山辺町及び山形市
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

## 28 公示番号 内共第28号

- (1) 漁場の位置 東村山郡山辺町大字畑谷地内
- (2) 漁場の区域 荒沼
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こ い 漁業	周 年
	ふ な 同	同

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- (5) 関係地区 東村山郡山辺町及び山形市
- (6) 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。